

「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者支援に関する協定」を締結

平成28年3月18日に、市、亀岡市登録手話通訳者会及び口丹聴覚障害者協会亀岡支部の3者で、協定を締結しました。

この協定は、災害時に、手話を主たる言語とする聴覚障害者に対し、亀岡市登録手話通訳者会と連携して、避難情報の提供や誘導、避難所における情報提供を行うものです。



ふれあいフェスティバル2016開催

平成28年10月23日に、ガレリアかめおかで「ふれあいフェスティバル2016」が「第29回市民福祉のつどい」とともに開催されました。

催し物は、徳川 輝尚氏の講演会、生活文化展、マッサージコーナー、模擬店/福祉の店及びチャリティーパーザーなど多数の出しものが並んでいました。

当日は曇り空で雨が心配されましたが、多くの方の来場があり、盛況のうちに終了しました。

今年お越しになれなかった方も、来年度の開催時には是非ともお越しください。



<講演会の様子>



<会場の様子>

平成28年12月発行
亀岡市健康福祉部障害福祉課

障害福祉啓発誌

障害福祉 NEWS

第1回

今年の動き

今年1年間、障害福祉関連では以下のような出来事がありました。

平成28年の障害福祉関連トピックス	
1月24日	亀岡市障害児者を守る協議会主催の新成人・新年を祝う会開催（市長出席）
2月16日	亀岡市障害者就労支援共同センターとの懇談会
2月25日	亀岡市障害者施策推進協議会
3月18日	「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者支援に関する協定」を締結（署名式に市長出席）
4月1日	「障害者差別解消法」施行
6月3日	障害者総合支援法改正法公布（施行は平成30年4月の見込み）
7月26日	相模原障害者施設「津久井やまゆり園」殺傷事件発生
8月1日	亀岡市障害者施策推進協議会委員全員改選（任期は平成30年7月31日まで）
8月9日	亀岡市障害者施策推進協議会（中村会長が7月26日の事件について談話）
10月18日	京都聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク口丹ブロック委員会との懇談会
10月23日	ふれあいフェスティバル2016開催
10月25日	亀岡市障害児者を守る協議会との懇談会
10月31日	京都府立丹波支援学校PTAとの懇談会
12月予定	亀岡市身体障害者福祉協会との懇談会
12月3日	障害者週間（3日～9日）
12月4日	障害者週間街頭啓発（アルプラザ・西友）

7月26日未明に神奈川県相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で発生した殺傷事件においては、入所者19人が死亡され、27人が負傷されました。死亡された方々のご冥福を心からお祈りするとともに、ご遺族にはお悔やみ申し上げます。また、負傷された方々が一日も早く回復されることを願っております。

規模の大小はありますが、平成28年に障害児者をめぐって数多くの話題・取り組みがありました。全てを紹介するには、紙面が足りませんので、上のトピックスからTVなどで取り上げられていないもので大きなものと身近なものを併せて3つ選んでみました。

- ①「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者支援に関する協定」の締結
- ②「障害者差別解消法」施行
- ③ふれあいフェスティバル2016開催

3つのうち、全国規模の話題である②の「障害者差別解消法」の施行について次のページから分かりやすく紹介したいと思います。

また、災害時等に係る「聴覚障害者支援に関する協定」の締結と③ふれあいフェスティバル2016開催については、最終ページで紹介します。

障害者差別解消法について 知っていますか？

平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法（正式名：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

《不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供》

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」が求められています。

「不当な差別的取扱い」の禁止

不当な差別的取扱いの禁止とは、行政機関や会社などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しているものです。

合理的配慮の提供

合理的配慮の提供とは、事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

対象となる「障害者」

障害者手帳を持っている人だけではなく、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人がすべて対象となります。



対象となる「事業者」

会社や商店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たち・組織です。



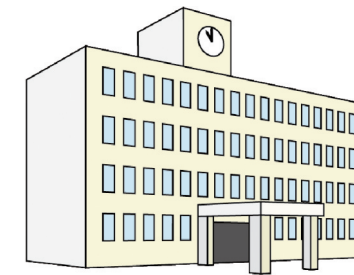
～具体的な事例を見てみよう～

不当な差別的取扱い

車いすを使用しているという理由でお店に入ってもらえない。



賃貸アパートを探している際、障害を理由に物件を紹介してもらえなかった。



正当な理由がなく、学校や保育園等の入学を拒否する。



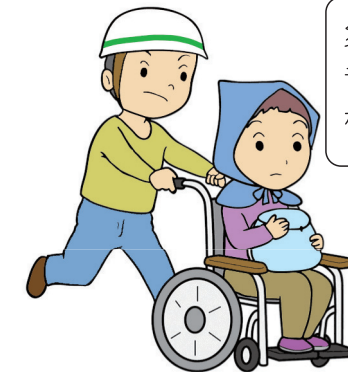
仕事内容は他の人と同じなのに、障害を理由に賃金の差が生じている。

合理的配慮の提供

公共施設を利用する際、障害の特性に応じて職員が説明を行った。



災害時、必要な情報を音声案内や電光掲示板などで表示する。



飲食店でメニューを分かりやすく説明したり、写真を活用する。



商品配達時、品物を家の中の希望された場所へ運ぶ。

